

地方消費者行政における商品テストの概念整理について

平成22年9月
消費者委員会事務局

	苦情処理(相談)テスト	比較・試買テスト	普及・啓発テスト
目的	○消費者からの商品に関する苦情相談等の処理解決のために、原因究明等のテストを行うもの。	○消費者の商品選択に資するために、複数の商品について、品質、性能等、さまざまな角度から比較し、評価を行うもの。	○くらしに役立つ知識を消費者に身につけてもらうために、消費者自身に簡易なテストを行ってもらうもの。
実施方法	○消費者からの苦情(相談)を基にテストを実施。	○問題設定を行い、市販商品を買上げ、テストを実施。	○実習講座や親子教室などの形態で実施。
コメント	○テストの結果を基に、必要に応じて、事業者とのあわせん等を行う。	○市販商品を買上げる必要があるため、費用がかかる。 ○民間でも実施されるようになってきている。	○原因究明や性能の調査を行うものではない(あらかじめ、テスト結果が判明している)。 ○消費者教育の一環としても位置づけられる。

注)本表は、各地の現場において事実上使用されている概念を、各消費生活センターのHP・事業概要等を元に、事務局において整理したものであり、法令上等で明確に定義されているものではない。